

敦賀発電所の敷地内破碎帯の評価に関する 事実関係について（その1）

<有識者会合の位置付けに関する検証>

原子力規制委員会は、昨年12月3日以降、「敦賀発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合の評価について、報告を受理するだけであって、自ら判断を下すものではない」旨を、そして、これは当初からの方針であったとの説明を再三していますが、これは以下に示すとおり、過去の原子力規制委員会での審議及び資料等の事実に著しく反しています。

- (1) 「報告の受理」は、明らかに、「当初からの方針」ではありません。平成24年9月26日の原子力規制委員会の場で、委員会が「自ら確認、評価をする。判断する。」と明言しています。

①平成24年9月26日 原子力規制委員会

【島崎委員長代理】

「当委員会としては自ら確認・評価をする。そして、これが耐震設計上考慮する活断層であるかどうかを判断するというのが趣旨でございます。」

「判断に当たっては、・・・総合的に勘案した上で判断したいと思っています。もちろん、調査団による確認結果を踏まえて判断するということになります。」

- ②当日の委員会資料にも同趣旨のことが明記されています。

- (2) 平成25年5月22日の原子力規制委員会及び同月29日の同委員会においても、原子力規制委員会が判断したと明言しています。

①平成25年5月22日 原子力規制委員会

【田中委員長】

「これは結局、私どもとしては、原子力発電所の耐震設計上、考慮する活断層に相当するというものです。」

②平成25年5月29日 原子力規制委員会

【田中委員長】

「・・・先週（平成25年5月22日）になりますけれども、・・・活断層という認定をしましたので、・・・」

③平成25年12月18日の原子力規制委員会においても、上記の旨を再確認する発言をしています。

【田中委員長】

「敦賀発電所の破砕帯については、去る5月22日に、本委員会において、活断層であると評価したところ、・・・」

(3) また、敦賀発電所に関する「委員会の判断」は、原子力規制委員会が報告徴収命令を決定した際（平成25年5月29日）にしたものではありません。「委員会の判断」は、それ以前（平成25年5月22日）に既に出されていたものです。

①平成25年5月22日 原子力規制委員会

【田中委員長】

「これは結局、私どもとしては、原子力発電所の耐震設計上、考慮する活断層に相当するというものです。」

②平成25年5月29日 原子力規制委員会の資料

「前回（5月22日）の原子力規制委員会において、・・・敦賀発電所2号機原子炉建屋直下の破砕帯が耐震設計上考慮する活断層であると判断された。」

③平成27年3月24日 原子力規制庁ブリーフィング

【記者の質問】

「そこには規制委員会が活断層であると判断をしたと書かれているわけですね。」

【米谷総務課長】

「報告徴収を行うにあたってです。」

この回答は上の事実とは全く異なるものです。

以上のとおり、有識者会合の位置付けは当初の方針から大きく変わりましたが、原子力規制委員会はその事実を認めていません。